

近衛基熙の三部抄伝授

大 山 和 哉

一、近世前期の三部抄伝授、及び本稿の意図

本稿を始めるにあたり、まずは「三部抄伝授」の概要について説明する。

歌学書『詠歌大概』『百人一首』『未来記雨中吟』は、近世期に至るとまとめて「三部抄」と称される。三部抄のうち、『未来記雨中吟』は藤原定家仮託の偽書であるが、いずれも定家の著作として、歌道において、特に二条派の中で学書として重宝された。

『詠歌大概』は「情以新為先」に始まる歌論及び「秀歌之体大略」として一〇三首の秀歌例を載せる。『百人一首』もやはり百首の秀歌撰とされる。『未来記雨中吟』は悪歌の例を挙げた書で、未来記は五〇首、雨中吟は一七首を収める。

三部抄について、近世中期の公家・冷泉為村（一七一二—一七七

四）は次のように述べる。（以下、引用文中の（ ）はいずれも稿者による。また、私に適宜句読点、濁点を施し、敬意を示すための欠字や平出は資料の通りとした）

詠歌大概・秀歌体大略・未来風体雨中吟・御山莊色紙和歌、これを三部抄といふ事はいつよりの名目か、当流にしらず。凡そ二百年程に成事か、常々いひ安きやうに三部抄と誰ぞ一分にいひ初めて、二条家のかたに一つの名と成たる歟。（『義正聞書』^①）

そもそも、藤原俊成・定家父子を中心に歌道を牽引した御子左家は、定家の孫に当たる代で為氏の二条家、為相の冷泉家、為教の京極家の三家に別れてそれぞれに流派を形成する。このうち二条家は、家系は途絶えるもののその流派を継ぐ二条派歌人が近世まで続いており、堂上の公家歌人の多くがその流派に属する形となっていた。冷泉家は家が途絶えることなく続き、江戸中期にはその門人が国内

に広く存在していた。京極家及びその流派は中世に断絶していった。近世期の堂上には二条派と冷泉派という二つの流派が存在し、歌風については中世期ほどの違いは無いにしろ、和歌会や詠草の作法などにおいてそれぞれ独自のしきたりを維持していた。さらに、天皇を頂点とする近世期の歌道伝授の枠組みは二条派の道統に属するものであり、冷泉派は冷泉家を宗匠として、江戸期には堂上よりも幕府や各国の大名、豪商らに門弟を拡大していった。

先の為村の言は冷泉派の立場からなされたもので、「三部抄」という呼称は冷泉家では用いず、為村の時代より二百年ほど前、一六世紀半ば頃に二条派の歌人達が用い始めたのではないか、という認識がなされている。三部抄という括りは定家の意図とは無関係に（そもそも『未来記雨中吟』は偽書であるが）、後世に意図的に作られたものであった。

こうした善悪両様の和歌の撰集を「三部抄」として一括りに見る意識は、二条派内の歌道教育や歌道伝授において確立し、終には切紙を伴う伝授形式にまで発展するのである。三部抄伝授は、天爾遠波^は伝授、伊勢物語伝授、源氏物語伝授などと同様に古今伝授の一階梯を成すもので、近世初期に御所伝授（細川幽齋から八条宮智仁親王へと伝えられて御所に入り、その後、後水尾院以降の天皇及び廷臣らへ脈々と伝えられた伝授の道統）において伝授形式や切紙が

整備された。

三部抄伝授が御所において行われた最も早い例として知られるのは、万治二年（一六五九）六月四日の後水尾院（一五九六—一六八〇）から後西院（一六三七—一六八五）への伝授である。その際の口伝の記録として東山御文庫蔵、後西院宸翰『百人一首詠歌大概未来記三種口伝』（勅封六八—七—四—一三、以下『三種口伝』とする）^②があり、これについては酒井茂幸氏による詳細な研究がある。酒井氏は、後水尾院によって三部抄伝授が御所伝授の一階梯として確立し、『三種口伝』に記載された内容（百人一首一七首に関する一項目）、「詠歌大概口伝切紙」とする三項目、「未来記口伝」とする一項目）^③によって三部抄伝授の内容もまた確立したとしており、首肯される^④。続いて寛文四年（一六六四）十二月十一日には、後水尾院から中院通茂（一六三一—一七一〇）へ三部抄伝授が行われた。通茂の祖父通村（一五八八—一六五三）は後水尾院から和歌の師としての信頼が篤く、通茂も後水尾院歌壇で活躍し寛文四年五月には古今伝授を受ける。霊元院（一六五四—一七三二）歌壇では重鎮ともなった。『中院通茂記』（中院・Ⅱ・二〇）、『古今伝授日記』（中院・Ⅱ・五九）に三部抄伝授当日の記録がある。伝授の実態が知られるのは『古今伝授日記』の次の部分である。

日野前大納言同道、参 法皇。少時出御御書院。有召参御前。

給切紙詠一三通。次百人一首之事被仰之。次未来記了。一々披見、頂戴了。包之後、古今不審条々被仰聞了。

詠歌大概是切紙三通の伝授、百人一首は切紙ではなく、おそらく口頭での秘説の伝授、未来記は通数が確認できないが、おそらく切紙一通の伝授であろう。これらは『三種口伝』の構成と一致しており、おそらく内容も同様であったと見られる。なお、この時の切紙が京都大学博物館蔵中院文書の中に『詠歌大概切紙』(二四三、二四四)として残っており、詠歌大概切紙三通、未来記雨中吟切紙一通が伝授され、これらの切紙については『三種口伝』と同内容であったことが裏付けられる(百人一首の口伝については管見に入らない)。包紙上書によれば、切紙は照高院宮道晃法親王の代筆である。さらに延宝二年(一六七四)五月十九日には後水尾院から靈元天皇へも三部抄伝授が行われており、宮内序書陵部蔵『弘資卿記』(柳・四九)延宝二年五月十九日条などに記事が載る。伝授内容の詳細は不明だが、通茂の時と同様であったと考えて良いだろう。次に掲げた陽明文庫蔵『後水尾院女房奉書写し』(五一一―一八一)はこの時に伝授する切紙について後水尾院から後西院へ執筆を依頼した書状の写しと見られる。

けふはきどくにてんきよくおはしまし候ま、しゆがく院へならせられ候。さやうに候へば、十九日、日がらよく候ま、き

ん中様へ、いせ物語、三部抄御でんじゆあそばし候はんとおぼしめし候へども、御目わろく候て御きりがみあそばししかね候ま、御むつかしながら憑まいらせられ候ま、あそばされてまいらせられ候は、□□御まんぞくにおぼしめし候べく候。もし中たかなど御用に候は、仰られ候てまいらせられ候べく候。

(中略)

しん大納言様 参る申給へ 山の井

この後、靈元院は廷臣の清水谷実業(一六四八―一七〇九)、武者小路実陰(一六六一―一七三八)、中院通躬(一六六八―一七三九)らへと三部抄伝授を行っている。

一方後西院は、天和元年(一六八二)に五撰家の一つである近衛家の当主・基熙(一六四八―一七二二)へと三部抄伝授を行い、天和三年には靈元天皇と基熙の両者へ古今伝授をも行っている。基熙はさらに天和三年に猪苗代兼寿(一六二九―一六九四)へ、元禄十一年(一六九八)に裏松意光(一六五二―一七〇七)・平松時方(一六五二―一七二〇)・石井行豊(一六五三―一七二三)の三名へ、享保二年(一七一七)には孫の近衛家久(一六八七―一七三七)及び錦小路頼庸(一六六七―一七三五)の二名へと、三度に渡って三部抄伝授を行っている。

さて、陽明文庫にはこの時の伝授関係資料が伝来しており、基熙

の関わった伝授の様相を知ることができる。これらの資料に依ると、同時期でありながら、霊元院から実業らへの伝授と、基熙が行った伝授とは、その実態が異なっていたことが読み取れる。霊元院による三部抄伝授については拙稿「中院通茂『未来記』『雨中吟』講釈の意義」(『和歌文学研究』一一二号、二〇一六年六月)で触れたが、基熙による三部抄伝授については未だ詳細な研究が存しない。そこで本稿では、陽明文庫所蔵古今伝授関係資料を主に見ながら、基熙が行った三部抄伝授の実態を明らかにする。その上で、霊元院の場合と比較することで、両者の三部抄伝授の相違点と、そうした相違が生じる原因について考察を進めてゆく。

一、基熙に関わる三部抄伝授

二一 天和元年、後西院から基熙への伝授

『基熙公記』によれば基熙が後西院から三部抄伝授を受けたのは天和元年(一六八二)十一月十一日で、同日条には次のようである。

十一日庚申

辰刻、参 新院。是三部抄源氏物語切紙御伝授之故也。着衣冠单。御伝授之後、給御盃、退出。凡恐悦之外無他。

この時には「源氏物語伝授」と併せて切紙が伝授されている。陽明文庫蔵『百人一首秘決』(一一三―一五)はこの伝授の折に後西

院から『三種口伝』を借り受けて基熙が書写したもので、『三種口伝』と同内容、すなわち『百人一首』のうち一七首についての注釈(一、六、八、九、一三、一五、三〇、三三、四五、六四、九一、九三、九五、九七、九八、九九、一〇〇番。九七「こぬ人を」が見出しのみで注部分を空白とする点も『三種口伝』と同様)、詠歌大概切紙三通の内容、未来記雨中吟切紙一通の内容を記す。奥書には次のようにある。

右百人一首秘決、天和元年十一月十一日、三部抄御伝授之序被免拝覧、即以

新院(マ)震(マ)翰、不違一字即日令書写畢。左僕射基熙

この『百人一首秘決』のうち、詠歌大概切紙三通と未来記雨中吟切紙一通として書かれた内容は、当然のことながら後水尾院から後西院、通茂らへと伝えられた内容と一致する。^⑥『百人一首秘決』より該当部分を次に示しておく。便宜上、項目ごとに私に(一)～(4)の数字を付す。

詠歌大概口伝切紙 三通

(一)心ハ新 詞旧

心ハ直 詞艶

たとへば心はあたらしくといふに二の心を出したり。むかしよりのよみならはさぬうたをあたらしくよみ出したる作意と、

また古くよみたる歌をすこし引かへて心をあたらしくなすと、二のやう也。こと葉はふるく同艶にといへるも、あたらしきことをよまんとする故にこと葉のあしくなり行をもつて旧きこと葉のほかには、といましめたり。又心直ぐとあるにこと葉の艶をいへるは、こゝろのなをきうたは必俗にちかくなりゆく故也。尤くでん也。秘中の深密たるべし。

(2) 一、きりくすなくや霜夜のうた、心は新、詞旧、証例よく思ひ知べし。此歌の義理は百人一首にあり。返々情は新旧詞をもつて作たる歌、これらを先とし侍るべき也。

(3) 三十六人集之内殊上手歌、可懸心。三十六人之内二人丸、貫之、忠岑、伊勢、小町等之類といへる、類と云字にていまだあるべしと意得べき也。業平、遍昭などやうの人なるべし。是も口伝のゆへ師説をうくべしとは此口伝なり。

未来記口伝

(4) 前和歌得業生柿本貫躬

是は儒者の家に成付たる官たるを、和歌の家になること、是非分なり。

又柿本の氏は人丸名人たりといへども氏ばかりにはきどくなし。貫之の貫と躬恒の躬とをとりて貫躬といへる、三人の名人の名

をとりても更無詮、未来記のうたの心かくのごとし。いかによき詞をとりても一首の吟くだり侍らず、心すみ侍らねばたゞ柿本の貫躬とつける名のりによく相当したる歌なるべし。是此五十首の口伝之深秘なり。

これらが切紙として伝授される際には、それぞれ別の豎紙に記され、詠歌大概切紙については折り畳んだ状態で表書きとして(1)に「一」、(2)に「二」、(3)に「三」と数字が記される。後西院からの伝授の際に、基熙も切紙を伝授されていたと考えられ(ただし稿者はその存在を確認していない)、以降の基熙による伝授においてもこれらの切紙が伝授されている。

二一二 天和三年、基熙から猪苗代兼寿への伝授

後西院から近衛家へと伝えられた三部抄伝授は、天和三年(二六八三)八月三日には基熙から猪苗代兼寿へと伝えられた^⑦。近衛家と連歌師の家である猪苗代家とは昵懇であり、近衛家から各種の伝授を猪苗代家に対して行っている。また、基熙に対し兼寿は一九歳の年長だが、基熙が幼い頃から兼寿に親しみを抱いていたことも知られている。元禄五年(二六九二)には基熙から兼寿へ古今伝授がなされている^⑧。基熙から兼寿への三部抄伝授はこうした背景を持つ伝授の一部であった。ただ、三部抄伝授の内容について詳しいことは

不明であり、検証ができない。今は、『百人一首秘決』の記述及びその後の伝授に関する資料の内容から、おそらくは百人一首について口伝があり、詠歌大概切紙三通と未来記雨中吟切紙一通が授けられたのだらうと推測するにとどめておく。

二―三 元禄十一年、基熙から意光・時方・行豊への伝授

元禄十一年（一六九八）に近衛家家礼の裏松意光・平松時方・石井行豊へ行われた三部抄伝授については新井栄蔵氏が「陽明文庫蔵近衛基熙授石井行豊受三部抄御伝授前後別記―付影印百人一首口決聞書」（『叙説』一二号、一九八六年）において陽明文庫蔵・石井行豊記『三部抄御伝授前後別記』（六一―一四）の翻刻を掲載しており、伝授の様子が知られる。その中で行豊は伝授された切紙や口決の聞書について次のように記す。

切紙二包、有文台上方御前。仰云、可披見。下官先頂戴、披一包。

内二三通、一二三有之。次第之通可披見之由、被仰。一々拝見、

如元包。次二今一包ヲ如初拝見。拝見了、如元包、置文台初三

歌大概、後ノ一。通、未来記雨中吟。仰云、百人一首者口決也。一同二可被仰聞。後

法成寺尚通云殿へ宗祇奉授所之切紙也。三条家二無之由、仰也。

待御気色、件二包頂戴、懐中退。次三三人一同二召御前、百人一首之口決、一々被仰聞。各聞書ス。聞書走筆、委細難注。各

追而会合、聞書之通読合、可書改之由、被仰之。各承伏。

切紙は二包に分かれ、一方は詠歌大概切紙三通、もう一方は未来記雨中吟切紙一通であった。後水尾院から通茂に渡されたのと同様のもの（つまり、後西院から基熙に伝授されたと考えられるものと同様のもの）が基熙によって書かれ、堅紙の形で渡されていたものと見られる。「百人一首之口決」については、当座聞書が『百人一首口決当座聞書』（六一―二五）、清書本が『百人一首口決聞書』（六一―一六）として共に陽明文庫に伝わり、後者は先掲新井氏論文に影印がある。『百人一首口決聞書』は、三部抄についての概説と、それに続く百人一首の歌一七首についての注から成る。^⑩

注目したいのは、施注されている百人一首の歌一七首が、『三種口伝』及びそれを基熙が書写した『百人一首秘決』の一七首と一致することである。つまり行豊の伝授別記と『百人一首口決聞書』とを併せて考えれば、基熙から行豊らへの伝授では、詠歌大概と未来記雨中吟の切紙部分が既存の切紙と同じ内容で伝授され、新たな三部抄の概説及び『百人一首秘決』の百人一首注部分が口頭で伝えられた、ということになる。後西院からの伝授内容を根本として、基熙の伝授が構成されたことが確認できる。^⑪

ただし、百人一首注部分の内容をつぶさに見ていくと、必ずしも『百人一首秘決』と一致するわけではないことが分かる。試みに六

番「鵲の」歌の注を比較してみよう。

・『百人一首秘決』

かさ、ぎのわたせるはし

是は月もなく晴たるやみの夜の空なるべし。みちに心ざす人はかやうにうば玉のやみの夜までもいたらぬかたなき心づかみ、よくみるべしと也。

・『百人一首口決聞書』

鵲ノワタセル

此等ハ又百人一首ノ哥ニテ読方ニカ、ル也。其ライカニト云ニ、和哥ヲ詠ズルニハ水ナキ所ニ水ヲモトメ、山ナキ所ニ山ヲ求メ、千変万化心ヲツケネバ和哥ノフカキ味ハ得ガタキ也。晴夜ニ起出テ月モナク風景モナキ当対ニテヨミ出セル所、哥ヨム人ノ肝心也。ソノ証拠ノタメ此哥ヲノス、深秘也。

「鵲の」歌注では、歌の内容に描かれる風景だけではなく、その奥に隠された定家の意図（ここでは「歌道を志す者は風景の中にある微細な風情にも目を凝らさなくてはならない」ということ）を読み解く形で注がなされる。両者を比較すると『百人一首秘決』よりも『百人一首口決聞書』の方が注釈の量が増えており、この傾向は全体を通して一致している。『百人一首口決聞書』に付した傍線は『百人一首秘決』に見られない内容を示したのだが、例えば「水

ナキ所ニ水ヲモトメ、山ナキ所ニ山ヲ求メ」という部分は、『百人一首秘決』の「みちに心ざす人はかやうにうば玉のやみの夜までもいたらぬかたなき心づかみ、よくみるべしと也」という点を、より具体的に示そうとしたものである。基熙が口伝の際に『百人一首秘決』をより詳細に、あるいは例を出すことでより分かりやすくしている様子が見て取れる。

・『百人一首秘決』

つくばねの嶺より

善は天下の徳となり、悪は天下の愁となる。つくばねの木とした、り、させるひとつの木にもしづくはあらしなれども、つもりくくは測となりぬるとなり。小悪やまざれば成大悪と云教誡なり。

・『百人一首口決聞書』

筑波根ノミネヨリ

此等モ一入心入アル事也。上、天子ノ御心ヲ以テミレバ、一善ハ天下ノ善トナリ、一悪ハ天下ノ悪トナル。此所一大事也。士農工商ノ上マデモ此理ハ一致也。タトヘバ峯ヨリヲツル此シタ、リ一滴モ、ツモレバ測トナル。小悪ガ大悪ニナルモ、一念悪ヲ思テ相続スレバ皆悪心也、一念善ヲ思テ相続スレバ

皆善心也。人間ノ上、皆如此。恋ノ肝心ノ哥也。

「筑波嶺」の歌を、『百人一首秘決』は「小悪やまざれば成大悪と云教誡」を示すための歌と捉え、『百人一首口決聞書』は「士農工商ノ上マデモ此理ハ一致也」「人間ノ上、皆如此」として、その教えが万民に関わるものであることを繰り返し述べる。『百人一首秘決』の勘所を読み落とさないよう、注意が払われているのである。

このように基熙の百人一首に関する口伝は『百人一首秘決』を踏襲しつつも、基熙自身の言葉で語り直されていた。

基熙は詠歌大概、未来記雨中吟については切紙として固定した伝授内容を伝える一方で、百人一首については切紙という形での伝授を受けていないことから、口伝の形式を維持したのであろう。そして『百人一首秘決』の記述をそのまま口伝とするのではなく、必要に応じて言葉を補ったということは、三部抄伝授の内容の一部を基熙が「変化」させたということになる。切紙の不変性に対し、口伝の変性を適切に運用しようとした基熙の意向が伺えよう。

二―四 享保二年、基熙から家久・頼庸への伝授

基熙から孫の家久、そして近衛家家礼の錦小路頼庸への三部抄伝授は、元禄十一年の伝授から一九年後の、享保二年（二七一七）三月二十三日に行われた。この時の伝授について基熙が記した『伝授

日記』（二―三―一―二）と、同じく家久が記した『三部抄伝授記』（三―三―一―四―一）及び『三部抄口伝私記』（三―三―一―四―一）^⑩がいずれも陽明文庫に伝来し、伝授の詳細が知られる。

切紙伝授の際の様子について、家久は『三部抄伝授記』に次のように記す。

先令気色給。寄文台之下、御切紙拜見。如本卷之^{一々}、御口伝等也。次、又被出御切紙。是

後西院宸筆也。大殿令伝授給時令拜授給云々。以猶短慮不肖之身、今日令相伝之事、多幸々々、多罪々々、非無其憚。

家久は切紙を拜見した後に基熙から別途口伝を聞き、その後には後西院宸筆の切紙をも拜見している。初めの切紙は基熙筆の切紙であらう。これにあたりと見られるのが陽明文庫蔵『三部抄切紙』（五―一―一―四）で、これは基熙筆の詠歌大概切紙三通、同じく未来記雨中吟切紙一通を包紙に包む。切紙の内容は元禄十一年の伝授の時と同じであり、包紙には家久筆で「享保二三三伝授了／三部抄切紙 右大臣家久」と上書きがある。これに加えて後西院宸筆の切紙が伝授されたのは、師弟関係としての伝授とは別に、近衛家に伝わる伝授関係文書の相伝という意味合いがあったためであらう。

近衛尚通（一四七二―一五四四）以来、近衛家には「家」としての古今伝授があったものの、基熙六歳の時に父尚嗣（一六二二―一

六五三）が早世した際、近衛家の古今伝授箱（古今伝授に關する文書等を入れた箱）は後水尾院の預かりとなる。ところが万治四年（二六六一）の火災により近衛家の伝授箱も焼失してしまふ。しかし、後西院から基熙へ伊勢物語伝授や三部抄伝授を含む古今伝授が行われたことで近衛家に古今伝授が復し、さらに基熙から家久への伝授に至って、「家」の内部での古今伝授が再興したのである。基熙の『伝授日記』には三部抄に加え、同年十二月に伊勢物語及び源氏物語の切紙伝授をも成し遂げられたことについて、

三部抄以下伝授右府、本望不過之。共以

後水尾院

後西院御厚恩、謝無言語、只感悅。殊明応以来之伝授、今日於愚老再興、歡喜、是併於道有冥助者哉。

とその歎びが綴られている。元禄十一年の三部抄伝授と享保二年の三部抄伝授との違いは、後者において後西院宸筆の切紙が伝授され、近衛家内部の伝授が再興したという点が大いだろう。

なお、享保二年の三部抄伝授において家久が基熙から聞いたという「御口伝」の内容を書き記した資料は知られず詳細は不明である。しかし元禄十一年の三部抄伝授における百人一首口伝を記した『百人一首口決聞書』を家久が書写した資料が『三部抄口決当座聞書』（近・一四二・七）として陽明文庫に伝存しており、あるいはこの

内容と同一のものであったとも考えられる。今は、基熙による伝授の様式と口伝の内容は、後西院からの伝授を基礎としつつ元禄十一年の伝授の時点で確立し、享保二年には同様の内容が近衛家内部の伝授として成立したと見て、各伝授の意義を捉えておきたい。

ところで、基熙の子である家熙（一六六七—一七三六）は三部抄伝授を受けておらず、古今伝授を継承してもいない。家熙が基熙から古今伝授を受けていない理由については、緑川明憲氏が「歌人としての近衛家熙」（『国語国文』七七卷六号、二〇〇八年六月）において検証を行っている。緑川氏は、書や絵画に対して「徹底した実証主義」を持つ家熙が、「特に実見を必要とせず、形式的に詠まれることの多かつたであろう堂上和歌」の世界を好まず、古今伝授を受けることに積極的ではなかったのではないかと、とする仮説を立てており、首肯される。その一方で、基熙にとつて近衛家代々に引き継がれる伝授が再興することは、先に確認したようにながねてからの念願であったはずである。もし家熙が歌道伝授を受けることを拒否したということであれば、元禄十一年に行われた基熙から三名への三部抄伝授及びそれに連なる各種の歌道伝授は、伝授内容の断絶を防ぐための処置であったとも考えられ、その後にか家久への歌道伝授（古今伝授は享保三年）が実現したことは、基熙にいよいよ大きな喜びと安堵をもたらしたものと推察される。

以上、基熙の関わった三部抄伝授の実態について関連資料に基づき記述した。その概要は記し得たものの、資料が見られない部分、及び口伝の内容などには実態が明確でない部分も残る。これらについては今後の課題とし、周縁資料の精査を続けていきたい。

三、靈元院による御所伝授と、基熙の伝授との関わり

靈元院と基熙は、天和三年四月に後西院から同時に古今伝授を受けている。しかしながら、靈元院が後に廷臣へ行った三部抄伝授の様相は、基熙の場合とは大きく異なっている。ここでは両者の差異について検証する。

靈元院による清水谷実業、武者小路実陰、中院通躬への三部抄伝授では、元禄八年（二六九五）に院による詠歌大概講釈が行われ、続いて元禄十五年九、十月に院による百人一首講釈、続く十一、十二月に通茂による未来記雨中吟講釈が行われ、同年十二月に切紙伝授へと進んでいる。詠歌大概や百人一首の講釈はすでに後水尾院によっても行われており、講釈聞書も存在していたが、未来記雨中吟の講釈が御所で行われたのはこの時が初めてであった。すでに拙稿¹⁵で述べたことがあるが、未来記雨中吟について、伝授者である靈元院自身が講釈を行うのではなく、通茂に講釈を依頼したのは、靈元院の手に未来記雨中吟を講ずるために十分な資料が無く、廷臣の

中で当時の歌壇の頂点にあった通茂に質の高い講釈を期待したためであると考えられる。靈元院にとって、内容に関する講釈が無いまま、形式的な伝授のみが行われることは避けたかったであろう。京都大学博物館蔵中院文書に含まれる「女房奉書」（二六四）¹⁶は、靈元院が通茂へ、未来記雨中吟の講釈に対する礼を伝えたものであり、そこには「未来記はふるき抄二もしんぜられ候がたきおもむきどもにて御ざ候に、此度まことのむねあらわれ候事、さてく大せつなる事」とある。靈元院にとつて未来記雨中吟の古注（「ふるき抄」は信賴するに足りないものであったという。東常縁の未来記雨中吟講釈を宗祇が聞き書きしたと伝える『遠情抄』以降、いくつかの未来記雨中吟注釈書が存在したが、靈元院は自らが行う三部抄伝授に即した、新規の未来記雨中吟講釈を必要としたのである。結果、通茂の講釈により「まことのむね」が理解されたという。講釈と切紙とが対応する形で伝授形式を整備しようとした靈元院の狙いが読み取れよう。

一方、基熙の伝授の際には事前の講釈が行われず、切紙伝授と口伝の相承のみであったことは既に確認した。百人一首の口伝についても可変的であるとは言え、全歌講釈ではなく、『百人一首秘決』に準拠した秘説の伝授という意味合いが強い。

横井金男氏がすでに紹介しているが、『基熙公記』元禄十六年正

月二十三日条には次の記事がある。

…凡当時、和歌事衰微、歎息而已者乎。黃門(皇)問云、去年冬十一月比、前源重相(重)於洞中令講談未來記雨中吟。如此事有之哉者。余云、誠聞此事、未來記雨中吟講談事、於余者曾以不知之。只有直談事、子細、蒙後西院仰了。定而雖無口伝、依院仰、強而談之者歟。言語道斷之旨相示之、各歎息後而發笑而已。

元祿十五年に仙洞で通茂が未來記雨中吟の講釈を行ったことについて、不審に思った意光が基熙に尋ねた。基熙は、そうした講釈が行われたことはかつて無いということ、後西院からの伝授の折には表立った講釈の形ではなく直接に直面して「子細」を拜聴したということ、通茂の講釈は靈元院の仰せによって強いて行われたのだらうということを語り、最後には「各歎息後而發笑」に至ったという。横井氏は「三部抄伝授が御所伝授の中へ持ち込まれ、古今伝授の様式をそのまま、輸入しようとしてある有様を「言語道斷」と罵っている」と見ているが、元祿十一年の時点ですでに基熙も一定の様式に基づいた三部抄伝授を行っている。古今伝授の様式を三部抄伝授にも適用するという点を問題視したというよりは、講釈の前例などない「未來記雨中吟」に対してもまことしやかに講釈を行わせ、新たな三部抄伝授の運用に乗り出した靈元院を揶揄したのではないだろうか。

そもそも靈元院と基熙との間に確執があったということはよく知られており、右の記事に見られる基熙の批判的な目はそうした両者の間柄によるものでもあるかもしれない。しかしそれだけではなく、後西院からの伝授形式を範として自らも三部抄伝授を行った基熙にとって、後水尾院、後西院の時の形式と異なる靈元院の方法は受け入れられず、正統から逸脱するものにさえ見えたのではないだろうか。だからこそ先の記事の冒頭にある「凡当時、和歌事衰微、歎息而已者乎」という嘆きへとつながるのであろう。かくして両者による三部抄伝授の実態に相違が生じたものと考えたい。

四、終わりに

近衛家の三部抄伝授について、陽明文庫に伝来する原資料をもとにその実態をまとめ、同時代に行われた御所伝授との相違に言及した。近世期の切紙による歌道伝授は、その内容が固定するとともに形骸化の一途をたどり、堂上の歌道衰退の象徴としても捉えられてきた。近世初期には既に、堂上和歌に批判的な人々により伝授や口伝といった行為が否定的に語られてもいる。しかし、伝授に携わる人々が必ずしも伝授の有名無実化に甘んじていたというわけではなく、とりわけ授ける側がその伝授内容をどのように運用するかという点については、本稿の例に限らず、一定の柔軟性が認められる。¹⁸⁾

歌道伝授は、授ける側と受ける側に応じてそれぞれの伝授に固有の状況が存在する。核となる不変の部分（切紙の内容等）は維持しながらも、可変的な部分（講釈や口伝の内容）はそれぞれの状況に応じて残されていたのである。後水尾院、後西院を経て近衛家に入った三部抄伝授と、後水尾院から靈元院、そして廷臣へと伝えられた三部抄伝授もまた、異なる状況下においてそれぞれ独自の形式を持つこととなったのである。

歌道伝授関係資料は現在でも新たに紹介や報告がなされており、それらを元にいつそう精確な研究が進められることが期待される。

各伝授の内実と、その伝授を取り巻く状況とが常に連動している点に注意しつつ、個別具体的な「可変的な部分」の読み解きを丁寧に行うことで、今後も各資料の位置付けを進めていきたい。

注

- ① 『近世歌学集成』中（明治書院、一九九七年）による。
- ② 酒井『禁裏本歌書の蔵書史的研究』（思文閣出版、二〇〇九年）第八章第一節「近世天皇家における『三部抄口伝』の成立と展開」、初出は『科学研究費補助金（基盤研究（C））研究成果報告書 高松宮家蔵書群の形成とその性格に関する総合的研究』（二〇〇八年三月）。また酒井『東山御文庫蔵『百人一首詠歌大概未来記三種口伝』翻刻』近世天皇家における百人一首注釈の研究のために』（『埼玉大学紀要（教養学部）』五二巻二号、二〇一七年三月）に『三種口伝』の翻刻が載る。

③ この時の切紙については現存していないようだが、陽明文庫蔵、近衛家久筆『三部抄口伝私記』（三一三一—四一四一）には、近衛基熙が後西院から天和元年（一六八一）に三部抄伝授を受けた際の話として「後水尾院の宸筆の御切紙はすなはち後西院へかへし上られける」と記されており、これに従えば後水尾院から後西院へ三部抄伝授が行われた時点で後水尾院宸筆の三部抄切紙が存在していたことになる。

④ 『古今伝受日記』は海野圭介「和歌を読み解く 和歌を伝える 堂上の古典学と古今伝受」（勉誠出版、二〇一九年）に翻刻と解説がある（初出、海野・尾崎千佳「京都大学附属図書館蔵中院文庫本『古今伝受日記』解題・翻刻一—三」（『上方文芸研究』二—四号、二〇〇五年五月—二〇〇七年五月）。

⑤ 大谷俊太・大山和哉「京都大学文学部蔵中院文書文学関係資料翻刻（上）」（『京都大学国文学論叢』四一—四二、二〇一九年四月）に翻刻がある。

⑥ ただし、陽明文庫蔵『百人一首秘決』と京都大学博物館蔵中院文書『詠歌大概切紙』には、(1)と(4)に一部異なる表記がある。前者を「陽」、後者を「京」として以下に相違点を示す。(1)、陽「こと葉の艶をいへるは・京「こと葉艶」といへるは」、陽「うたは必・京「うたは又かならず」。(4)、陽「官たるを」・京「官なるを」、陽「詞をとりても」・京「心をとりても」。

⑦ 陽明文庫蔵「兼寿約状」（二—三—三—三—三—三）はこの時に兼寿が基熙へ提出した誓状である。綿拔豊昭『近世前期猪苗代家の研究』（新典社、一九九八年）「第八章 隣松軒兼寿」に翻刻が載る（二二—二五頁）。

⑧ 前掲注7綿抜書「第八章 隣松軒兼寿」に詳しい。

⑨ 他にその時の誓状として陽明文庫に「意光時方行豊誓状」（一—四—七—一—三）が残る。意光の誓状（一—四—七—一—三）の文面は次の通り。「三部抄御伝授之事、畏入畢。尤於此儀、不可有聊爾段、奉任和歌

／両神者也。仍誓約状如件／元禄十七年四月十六日 意光／筑波守殿」。時方、行豊も同様。筑波守は近衛家諸大夫進藤長房。

⑩ 『三部抄御伝授前後別記』元禄十一年五月某日条には、百人一首の口伝内容を行豊ら三人がまとめて草稿を作成し、基熙がその内容について言葉を加えた後、聞書が清書された旨が記される。行豊筆『百人一首口伝聞書』が陽明文庫に伝存しているのは、この時の清書を一部、行豊が近衛家に納めたためか。

⑪ 『百人一首口伝聞書』の三部抄概説部分を次に掲げる。『三部抄ノ義ハ、尤定家ノ作意此道ニ於テハ昔ヨリアマノ口伝相統シタル事ナレドモ、定家ノ時分ニ六条家盛ニ成タル事聞ヲヨバレ、後世末々ニナリテハ此通凌夷センハジメ也、然バ常ノ事ダニ正道ハスタリ邪路ハ立ヤスクナラン事ヲ思テ、集メヲカレタル事也。雨中吟、未來記題号ノ如ク、蒙々トシタル牀ヲ雨中吟ト云。扱此道小倉ノ色紙ノ和哥、殊ニ定家ノ心入ヲ以テアツメラカレタル也。一生ノ間秘置、為家ニ漸ク伝ヘタル事也。サレドモサバカリ秘置テハ道ノタメニナラヌユヘ東ノ家素暹ト云者ニツタヘ今ノ世ニモツタハル也」。なお、これが後西院から基熙へ語られた内容に依るものか、基熙が独自に付したものは不明である。

⑫ ただし、「後法成寺殿尚通公へ宗祇奉授所之切紙也」とある点は注意を要する。基熙の述べたことが正しいとすれば、宗祇が近衛尚通に授けた切紙の内容を基熙が口伝として伝えたとすることになる。しかし万治四年（一六六二）の禁裏における火災で近衛家の古今伝授箱は焼失しており、基熙が尚通以来近衛家に伝来した百人一首に關わる切紙の内容を把握していたとは考え難い。あるいは、後西院宸筆『三種口伝』（及び『百人一首秘決』）の内容が、そもそも宗祇授・尚通受の切紙の内容から生成されたものであったとも考えられるが、これも実際の切紙が見出せないため確認ができない。いずれにせよ本稿では、『三種口伝』の内容

を元に基熙が口伝を行ったものと見て論じる。

⑬ 一般的に三部抄伝授では百人一首の切紙が存在せず、陽明文庫にも百人一首切紙と呼ぶべき物が伝わらないことから判断した。

⑭ 頼庸の誓状が陽明文庫に伝わる（『錦小路頼庸誓状』、一―四―一―五）。文面は次の通り。『三部抄御切紙御口伝ノ等之事、被授下之、畏存了。ノ雖為子孫、不可出口外、殊不ノ可有聊爾之儀、若於令違ノ背者、ノ日本神祇、別而和歌ノ両神、聖廟之御調等、忽ノ可罷蒙頼庸身上者也。仍ノ誓状如件。ノ享保二年三月廿三日藏人式部大丞頼庸ノ日向守殿』。

⑮ 「中院通茂『未來記』『雨中吟』講釈の意義」（『和歌文学研究』一一二号、二〇一六年六月）。

⑯ 前掲注5論文に翻刻がある。

⑰ 横井金男『古今伝授の史的研究』（臨川書店、一九八〇年）第九章「古今伝授と和歌諸秘伝」、五〇四頁。

⑱ 例えば後水尾院が明暦三年と寛文四年にそれぞれ行った古今伝授について言えば、明暦三年の伝授では古今集の全歌講釈が行われたが、寛文四年の伝授では後水尾院が既に老体であったこともあり、古今集各巻の冒頭五首のみの簡略なものとなっていた。

【注記】

本稿を成すにあたり、陽明文庫所蔵資料の閲覧をお許し下さり、資料に關するご教示を賜りました陽明文庫長名和修先生に深く御礼申し上げます。また本稿は第二十三回陽明文庫古典資料研究会（二〇一六年十月一日）における口頭発表に基づくものであり、席上で貴重なご意見をいただきました諸先生方に深く御礼申し上げます。